

【 議 事 3 】

沿道建築物の耐震化を優先的に進めるべき 道路の選定に関する考え方 (意見照会)



令和8年6月12日(金)
新潟県耐震改修促進計画改定検討委員会
事務局

2

第3回検討委員会意見

耐震診断義務付け道路の選定についても、対象道路や沿道建築物、迂回路の条件等の実態が示されておらず、委員会として十分に意見を述べる事ができない

御意見を照会させていただく事項

「沿道建築物の耐震化を優先すべき道路(案)」について、

- ① 県が指定する災害時に広域的な輸送に必要な第一次緊急輸送道路
- ② 建築物が密集している人口集中地区内の道路
- ③ 合理的な迂回路が確保されていない道路

以上の全てに該当する道路を優先し、今後、新潟県耐震改修促進協議会で具体的に検討を進めることについて、御意見を伺うもの

沿道建築物の耐震化を優先すべき道路(案)

第1次緊急輸送道路 +

相当数の建築物が
集合している地区
(法令で指定あり)
≡ DID地区等

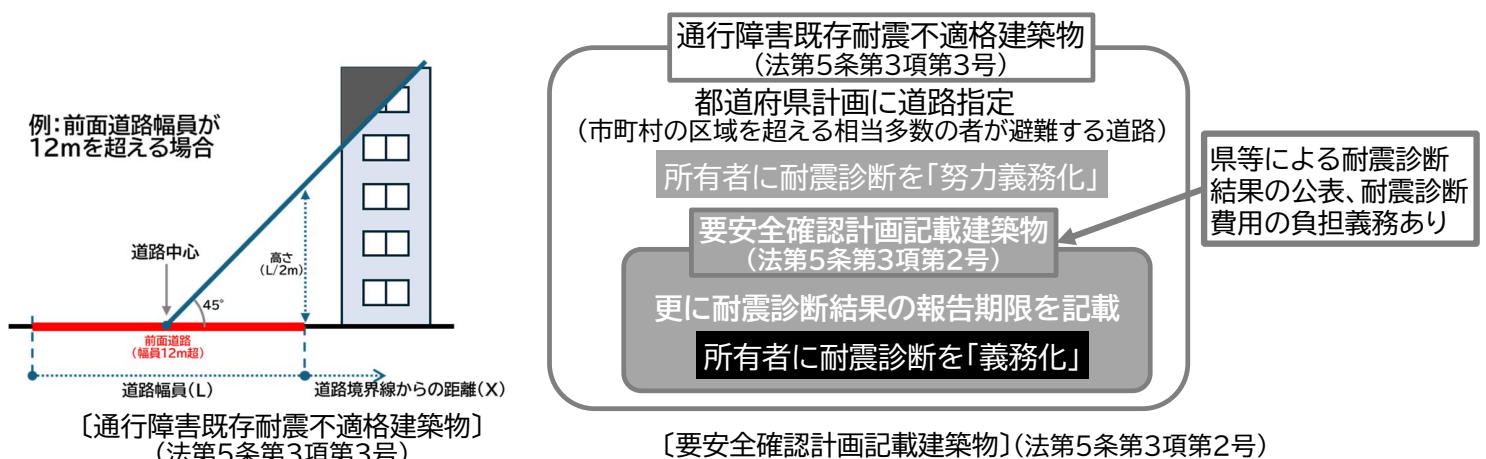
+

新潟県緊急輸送道路NWに
より、合理的な迂回路が
形成されている場合を除く

IV 沿道建築物の耐震化を優先的に取組む道路の選定

1 背景等

- 地震発生における建築物の倒壊等による道路交通障害を未然に防止するため、耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づき都道府県耐震改修促進計画で道路を指定することにより、一定の要件を満たす沿道建築物(通行障害既存耐震不適格建築物)について耐震診断・耐震改修の努力義務化が可能
- 現在、県では、同条の規定に基づき「新潟県緊急輸送道路ネットワーク(第1次～第3次)」を一括指定し、「通行障害既存耐震不適格建築物」の耐震診断・耐震改修を努力義務化済み
- 一方で、全国で頻発している大規模地震の影響などから、同法第5条第3項第2号の規定により、通行障害既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断を義務付ける都道府県が一定数あり(要安全確認計画記載建築物)



2 義務付け道路の概要等

建築物の耐震改修の促進に関する法律

第5条（都道府県耐震改修促進計画）

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、**都道府県耐震改修促進計画**に当該各号に定める事項を**記載することができる**。

一 （略）

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を超える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（略）について、耐震診断を行わせること等が必要と認められる場合

都道府県に裁量が与えられているため、法律では指定対象が明確に規定されていない

都道府県が耐震診断を義務付けることができる道路の要件

- ① 市町村の区域を超える相当多数の者の円滑な避難のための道路かつ
- ② 相当数の建築物が集合する地域を通過する道路

3 耐震診断義務付け道路の各要件の考え方(案)

(1) 市町村の区域を超える相当多数の者の円滑な避難のための道路

- 県計画において、既に耐震診断を努力義務化している第1～3次緊急輸送道路のうち、耐震改修促進法の規定を踏まえ、**市町村の区域を超える広域的な避難において最も重要である第1次緊急輸送道路**を想定

耐震改修促進法		新潟県緊急輸送(※)道路	
条文・計画	耐震診断の義務付けが可能な道路	道路区分	区分
第5条 県計画	相当多数の者の円滑な避難のための道路(※) (市町村の区域を超えるもの)	第1次緊急輸送道路	広域的な輸送に必要な主要幹線道路
第6条 市町村計画	多数の者の円滑な避難のための道路 (市町村の区域内)	第2次緊急輸送道路 第3次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と防災拠点等を連絡する道路等

※「避難のための道路」

- 「避難のための道路」とは、住民による避難行為だけでなく、**救急車や消防車等の通行を含む**

（東・南海地震などの広域的な地震被害の想定において、地震による直接的な被害のみではなく、**消火・救助活動の妨げなどが被害を拡大する要因**として指摘されたことを受け、法令で規定）

※緊急輸送

災害発生時における円滑な人命救助や被害拡大防止などを実施するため、**救助、救急、医療・消火活動**に必要な人員・物資等の輸送

（「緊急輸送道路ネットワーク計画等策定要領」より抜粋）

【参考】新潟県緊急輸送道路ネットワーク

【第1次緊急輸送道路】

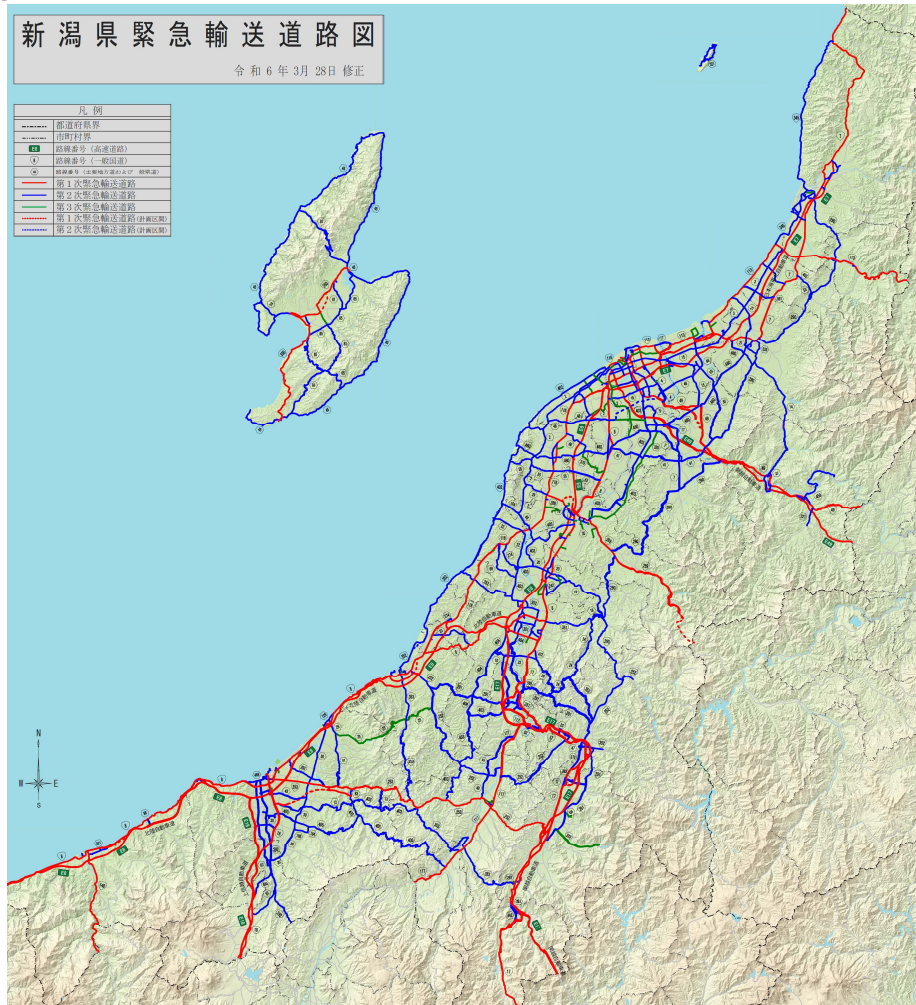
- ・広域的な輸送に必要な主要幹線道路
- ・県庁所在地、地方中心都市、重要港湾及び空港などを連絡する道路

【第2次緊急輸送道路】

第1次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路等の他、次の主要な防災拠点を連絡する道路(市町村役場等、公共機関、主要駅、港等)

【第3次緊急輸送道路】

第1次、第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を相互に連絡する道路



緊急輸送道路延長	
区分	延長(km)
第1次緊急輸送道路	1,401
第2次緊急輸送道路	1,987
第3次緊急輸送道路	151
計	3,540

(2) 相当数の建築物が集合する地域を通過する道路

➤ 以下の理由から「DID地区※」内を通過する道路を想定

- ・ DID地区は国勢調査に基づく**全国統一の客観的な指標**で、**自治体間での判断差がない**
- ・ 人口密度が高い地域は建築物密度も高く、倒壊時の道路閉塞リスクが大きいことから、**耐震改修促進法の趣旨に合致**する
- ・ オープンデータが整備されており、GISで容易に分析できるため、**選定作業の効率性や再現性が高い**
- ・ 他自治体でDIDを採用している事例があり、行政実務上の手法として妥当性が高い

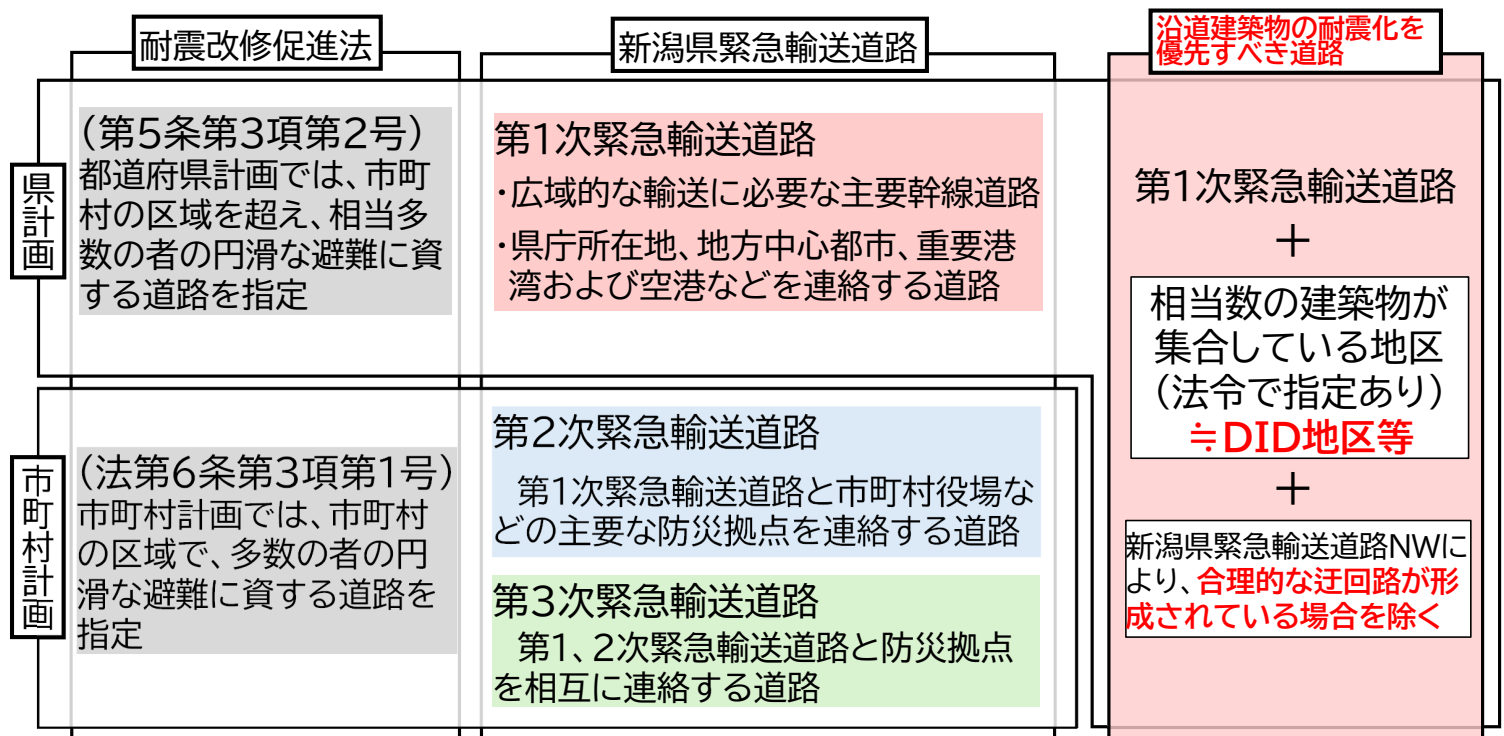
※DID地区(人口集中地区)・・・人口密度4,000人/km²以上で人口が5,000人以上の区域

【参考】その他の選定対象(案)

指標(案)	概要	短所
市街化区域	都市計画法に基づき、市街化を図るために定められる区域	・県内での指定が少ない(6市町) ・建物密度は区域ごとに大きく異なる ・自治体間で判断差がある
用途地域(商業・住居)	都市計画法に基づき、土地利用を適正に誘導するために定められる地域	・密集の度合と一致しない ・建物密度は区域ごとに大きく異なる ・自治体間で判断差がある

5 沿道建築物の耐震化を優先すべき道路(案)

沿道建築物の耐震化を優先すべき道路は、他県での指定状況及び耐震改修促進法の規定を参考に新潟県緊急輸送道路のうち、次のとおり**第1次緊急輸送道路で一定の要件を満たす区間**としたい



7 今後の取組(案)

沿道建築物の耐震化を優先的に進めるべき道路の選定に向けて、以下とおり、**新潟県耐震改修促進協議会で検討等を進める**ことしたい

- 沿道建築物の耐震化を優先的に進める道路に関する**市町村の意向確認**
- 沿道建築物の耐震化を進める上での**県と市町村の役割分担の再確認**
(県:第1次緊急輸送道路、市町村:第2、3次緊急輸送道路)
- 対象建築物の実態把握及び**迂回路と成り得る道路における通行障害既存耐震不適格建築物に関する調査**